

2025年（令和7年）以後の適用 日々の会計処理コース改正一覧

項 目 2025年度	詳 細 内 容
2 毎月の給与からの源泉徴収事務 【P.25】	基礎控除、給与所得控除額の改正に伴い、下記の変更があります。詳細は、「2025 所得税関係」の改正一覧をご確認ください。 (1) の 7 行目 給与収入が190万円以下の場合の給与所得控除額の最低控除額が65万円に引き上げられました。 そこで、「給与収入が160万円の場合には、給与収入から最低でも65万円の給与所得控除額が控除されます。」に変更されます。 下から 3 行目 扶養親族等の所得要件が、48万円以下→58万円以下に引き上げられました。 そこで、「～所得の見積額が58万円（給与収入の場合は123万円：給与所得は、給与収入から最低でも65万円の給与所得控除額が控除されます）以下の者をいいます。」に変更されます。
健康保険・厚生年金保険の保険料額表 【P.94】	令和7年3月より、次の保険料額表に変更されています。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r7/ippan/13tokyo.pdf